

宮崎県災害廃棄物処理計画（新旧対照表）

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>第4節 県の組織体制</p> <p>災害時の廃棄物処理に迅速かつ適切に対応するため、宮崎県地域防災計画に基づく組織体制・指揮命令系統を構築するとともに、宮崎県業務継続計画に基づく県庁内に発生した災害廃棄物処理支援を行う。</p> <p>第1項 県災害対策本部</p> <p>震度6弱以上の地震発生や台風が本県を直撃することが明らかな場合など宮崎県地域防災計画に定める基準に該当する事態が生じた場合には、知事は、庁内に県災害対策本部を設置する。</p> <p>県災害対策本部では、総合対策部に設置される「社会基盤対策班廃棄物対策グループ」と、部局対策室である環境森林対策室に設置される「循環社会推進班」が災害廃棄物処理に関する業務を担当する。</p> <p>1 社会基盤対策班廃棄物対策グループ</p> <p>廃棄物対策グループの分掌事務は「がれき、廃棄物の処理等に関すること」とされており、県災害対策本部内における災害時の廃棄物対策に係る連絡調整、情報収集及び県民への広報を行う。</p> <p>2 循環社会推進班</p> <p>循環社会推進班の分掌事務は「災害廃棄物対策に関すること」とされており、災害廃棄物処理の円滑な実施に向けた支援や庁内及び外部機関との連絡調整など必要な対応を行う。</p> <p>第2項 循環社会推進班の組織体制等</p> <p>1 組織体制</p> <p>循環社会推進班の組織体制は、以下のとおりとする。</p> <p>班長：循環社会推進課課長 副班長：循環社会推進課課長補佐 企画調整グループ</p> <p>企画調整グループは、情報の収集や整理、関係機関との調整など、災害廃棄物の計画的かつ迅速な処理に向けて、以下の担当を置く。人員配置等については被災状況や処理の進捗に応じ柔軟に対応する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第4節 県の組織体制</p> <p>災害時の廃棄物処理に迅速かつ適切に対応するため、宮崎県地域防災計画に基づく組織体制・指揮命令系統を構築する。</p> <p>第1項 県災害対策本部</p> <p>震度6弱以上の地震発生や台風が本県を直撃することが明らかな場合など宮崎県地域防災計画に定める基準に該当する事態が生じた場合には、知事は、庁内に県災害対策本部を設置する。</p> <p>県災害対策本部では、総合対策部社会基盤対策班に設置される「廃棄物対策グループ」と、部局対策室である環境森林対策室に設置される「循環社会推進班」が災害廃棄物処理に関する業務を担当する。</p> <p>1 廃棄物対策グループ</p> <p>廃棄物対策グループの分掌事務は「がれき、廃棄物の処理等に関すること」とされており、県災害対策本部内における災害時の廃棄物対策に係る連絡調整、情報収集及び県民への広報を行う。</p> <p>2 循環社会推進班</p> <p>循環社会推進班の分掌事務は「災害廃棄物対策に関すること」とされており、被災市町村による災害廃棄物処理の円滑な実施に向けた支援や庁内及び外部機関との連絡調整など必要な対応を行う。</p> <p>第2項 循環社会推進班の組織体制等</p> <p>1 組織体制</p> <p>循環社会推進班の組織体制は、以下のとおりとする。</p> <p>班長：循環社会推進課課長、副班長：循環社会推進課課長補佐 総務担当：循環社会推進班の経理、庶務を行う。 企画調整担当：広域調整担当、情報収集担当、政策支援担当に分かれ、県災害対策本部・県庁内他部局・保健所・県内市町村・関係団体等及び国・他県・県外市町村との連絡調整業務を行い、循環社会推進班内の情報共有を図る。</p>

- 総務担当……行事等の調整、経理、庶務
- 情報収集担当……被害状況、支援要請等の収集
- 広域調整担当……情報の集約、国及び他県等の調整、災害対策本部会議用資料の作成、市町村・関係団体等への情報発信
- 政策支援担当……災害廃棄物処理実行計画の策定、事務委託に関する業務等

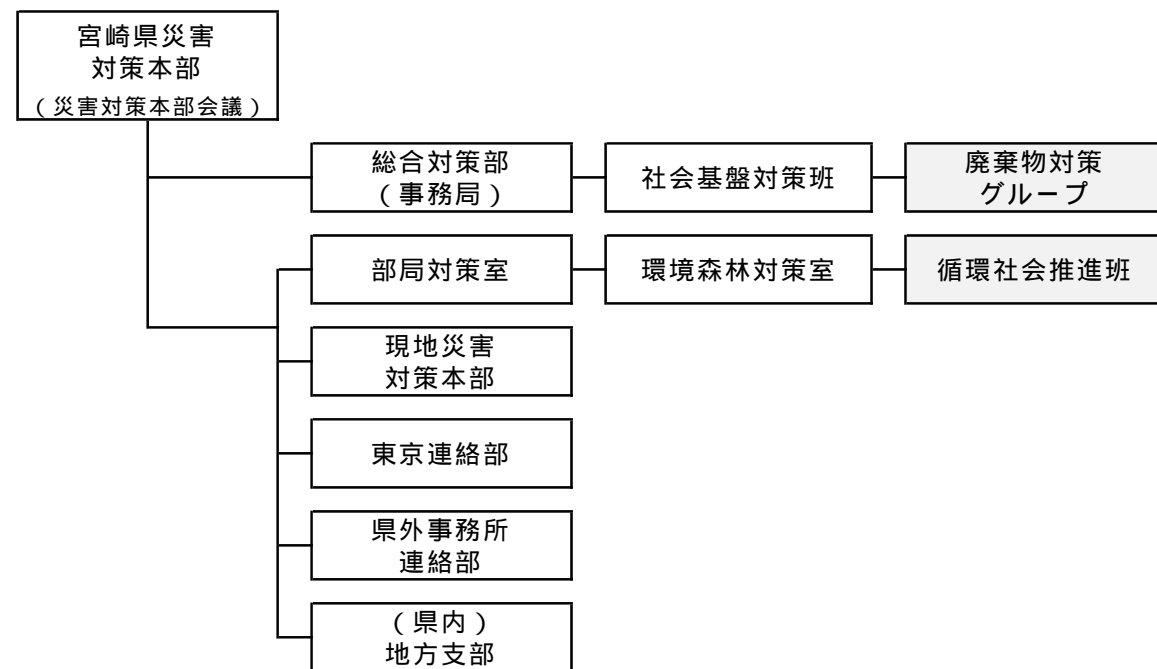
処理支援グループ

処理支援グループは、仮置場の早期設置など災害廃棄物処理の効率的かつ適正な処理に向けて、以下の担当を置く。人員配置等については、必要に応じ他部署等から専門職員の応援を受ける。

- 庁内支援担当……宮崎県業務継続計画に基づく県庁内廃棄物の処理支援
- 団体調整担当……協定に基づく産業廃棄物協会等への協力要請と調整
- 市町村支援担当……仮置場の設置等に係る市町村支援
- 技術支援担当……処理困難物等の処理に係る技術的援助
- 調査設計担当……被災市町村等から事務委託を受ける場合の廃棄物処理業務の調査・設計

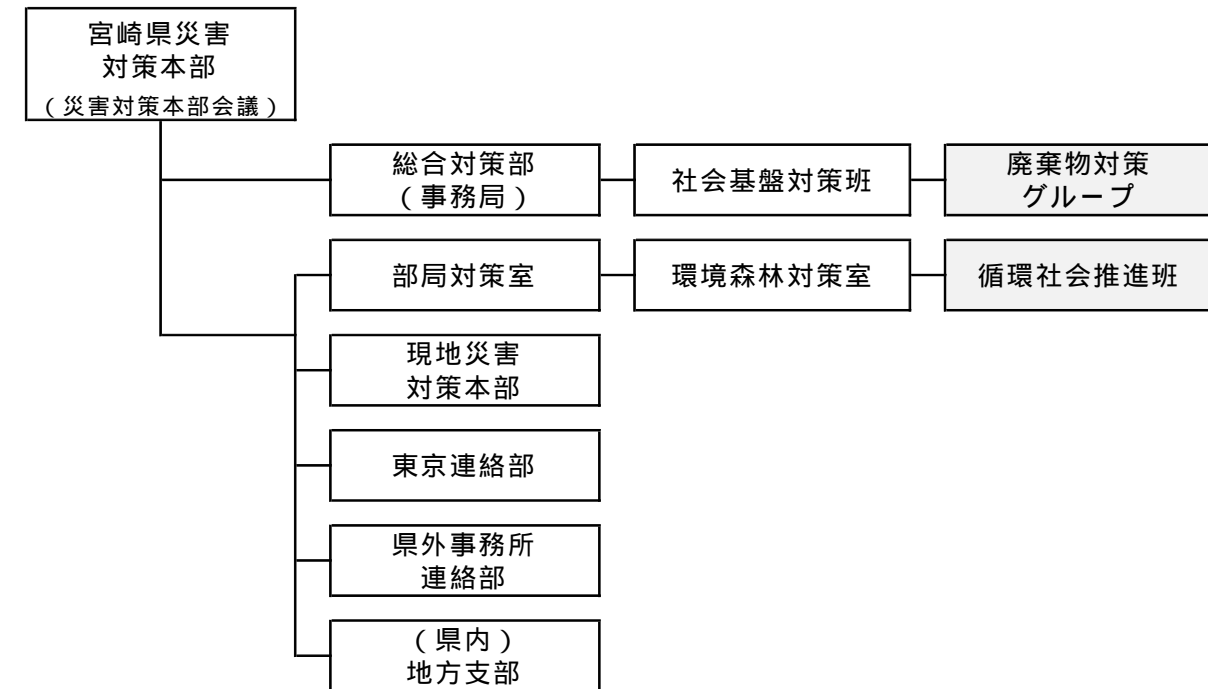
処理支援担当：災害廃棄物処理の円滑な実施に向けて、市町村支援を行うとともに、被災市町村等から事務委託を受けた場合の廃棄物処理業務を担う。

図 - 3 県災害対策本部組織図（廃棄物処理関係）



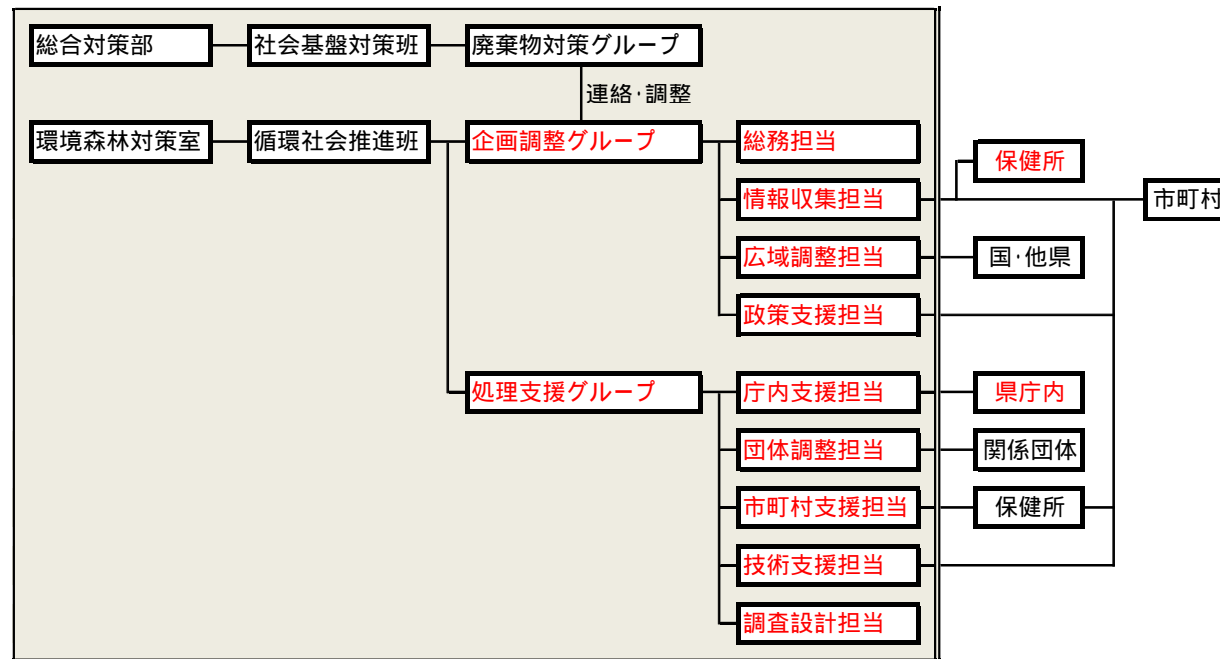
出典：宮崎県「宮崎県地域防災計画」

図 - 3 県災害対策本部組織図（廃棄物処理関係）



出典：宮崎県「宮崎県地域防災計画」

図 - 4 循環社会推進班組織図



出典：環境省「災害廃棄物対策指針」等

2 循環社会推進班の運営等について

災害廃棄物処理には、長期間、様々な知見・技術を有する職員が業務に携わる必要があり、組織体制の整備・運営に当たっては以下のとおり努めるものとする。

(1) 複数責任者の確保

長期間継続的に指揮系統が機能するよう、意思決定者として、班に班長及び副班長、グループにリーダー及びサブリーダー配置する。

なお、企画調整グループリーダーは、災害対策本部の廃棄物対策グループリーダーを兼務する。

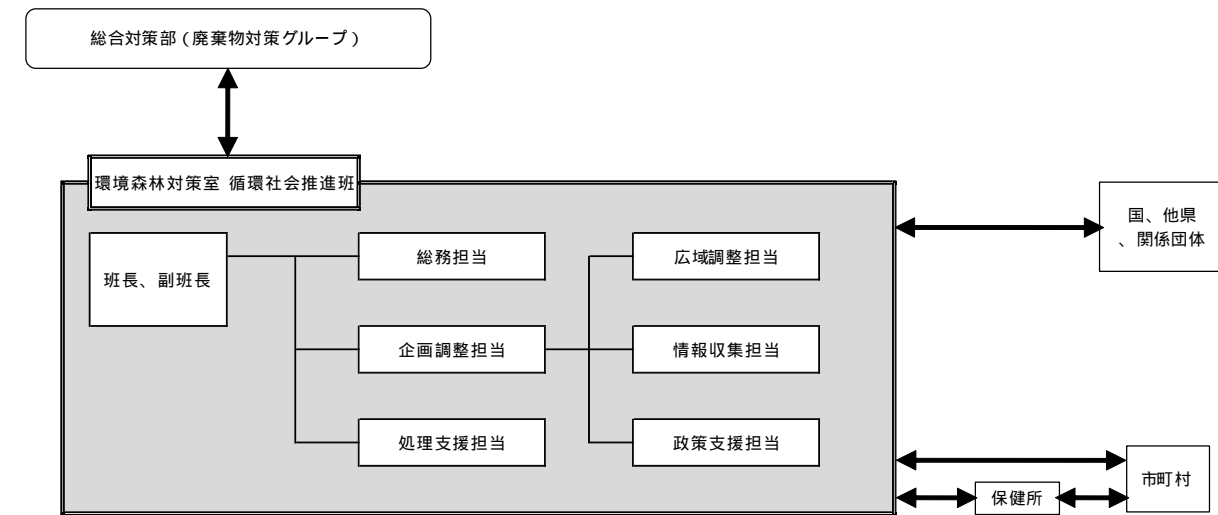
(2) 技術系人材等の確保

県が市町村から事務委託を受けて災害廃棄物処理を行う場合は、設計、積算、現場監督など、特に土木・建築系の技術・知識を有する技術系の人材や契約業務等に通じた人材を確保するよう努め、必要に応じて D.waste-net 等へ支援を要請する。

(3) 組織体制の柔軟な見直し

組織体制及び人員配分については、班の業務量や業務の進捗状況等を見ながら、随時柔軟に見直しを行う。

図 - 4 循環社会推進班組織図



出典：環境省「災害廃棄物対策指針」等

2 循環社会推進班の運営等について

災害廃棄物処理には、長期間、様々な知見・技術を有する職員が業務に携わる必要があり、組織体制の整備・運営に当たっては以下のとおり努めるものとする。

(1) 複数責任者の確保

長期間継続的に指揮系統が機能するよう、班に班長及び副班長（意思決定者）を確保・配置する必要がある。

(2) 技術系人材等の確保

県が市町村から事務委託を受けて災害廃棄物処理を行う場合は、設計、積算、現場監督など、特に土木・建築系の技術・知識を有する技術系の人材や契約業務等に通じた人材を確保するよう努める必要がある。

(3) 組織体制の柔軟な見直し

組織体制及び人員配分については、班の業務量や業務の進捗状況等を見ながら、随時柔軟に見直しを行う。

(4) 情報収集経路の複線化

市町村職員の被災や情報伝達経路の寸断等を想定し、情報収集に当たっては、保健所や災害対策本部の地方支部等を活用し、状況によっては直接情報収集するなど、情報収集経路の複線化に努める。

(5) 他自治体からの応援職員の受入れ・県職員の派遣

他自治体からの応援職員の受入れや被災市町村に対する県職員派遣については、災害の規模や状況に応じて適宜対応する。

(4) 他自治体からの応援職員の受入れ・県職員の派遣

他自治体からの応援職員の受入れや被災市町村に対する県職員派遣については、災害の規模や状況に応じて適宜対応する。

第3項 初動体制の構築

1 地震災害における組織編成

(1) 災害対策本部設置後、廃棄物対策グループは、速やかに登庁し業務に従事する。

(2) 廃棄物対策グループは、災害対策本部に集まる被害状況等を循環社会推進班長（又は副班長）へ逐次報告する。

(3) 報告を受けた循環社会推進班長（副班長）は、災害廃棄物処理が必要と認められるときは、循環社会推進班の組織編成を行う。

(4) 循環社会推進班員である職員は、震度6弱以上の地震であれば地域防災計画の自主参集基準に従い登庁する。それ未満の地震の場合は、循環社会推進班長の指示に備え待機する。

(5) 循環社会推進班長の指示を受けた循環社会推進班員は、速やかに登庁するものとし、やむを得ない事情により登庁ができない場合は、その旨を報告し、事後の対応等について指示を受けるものとする。

(6) 循環社会推進班長は、組織編成が終わった際は、地域防災計画に従い災害応急対策の執務体制を確立した旨を災害対策本部に報告する。

2 台風災害、水害等における組織編成

(1) 水害等においては、廃棄物対策グループは設置されないものの、災害対策本部が設置された場合は、廃棄物対策グループのメンバーは、被害状況等の情報収集を開始する。

(2) 廃棄物対策グループは、収集した情報を循環社会推進班長（又は副班長）へ逐次報告する。

(3) 報告を受けた循環社会推進班長（副班長）は、災害廃棄物処理が必要と認められるときは、循環社会推進班の組織編成を行う。

(4) 循環社会推進班員である職員は、気象情報等に注意し循環社会推進班長の指示に備え待機する。

(5) 循環社会推進班長の指示を受けた循環社会推進班員は、速やかに登庁するものとし、やむを得ない事情により登庁ができない場合は、その旨を報告し、事後の対応等について指示を受けるものとする。

(6) 循環社会推進班長は、組織編成が終わった際は、地域防災計画に従い災害応急対策の執務体制を確立した旨を災害対策本部に報告する。

3 初動期における留意事項

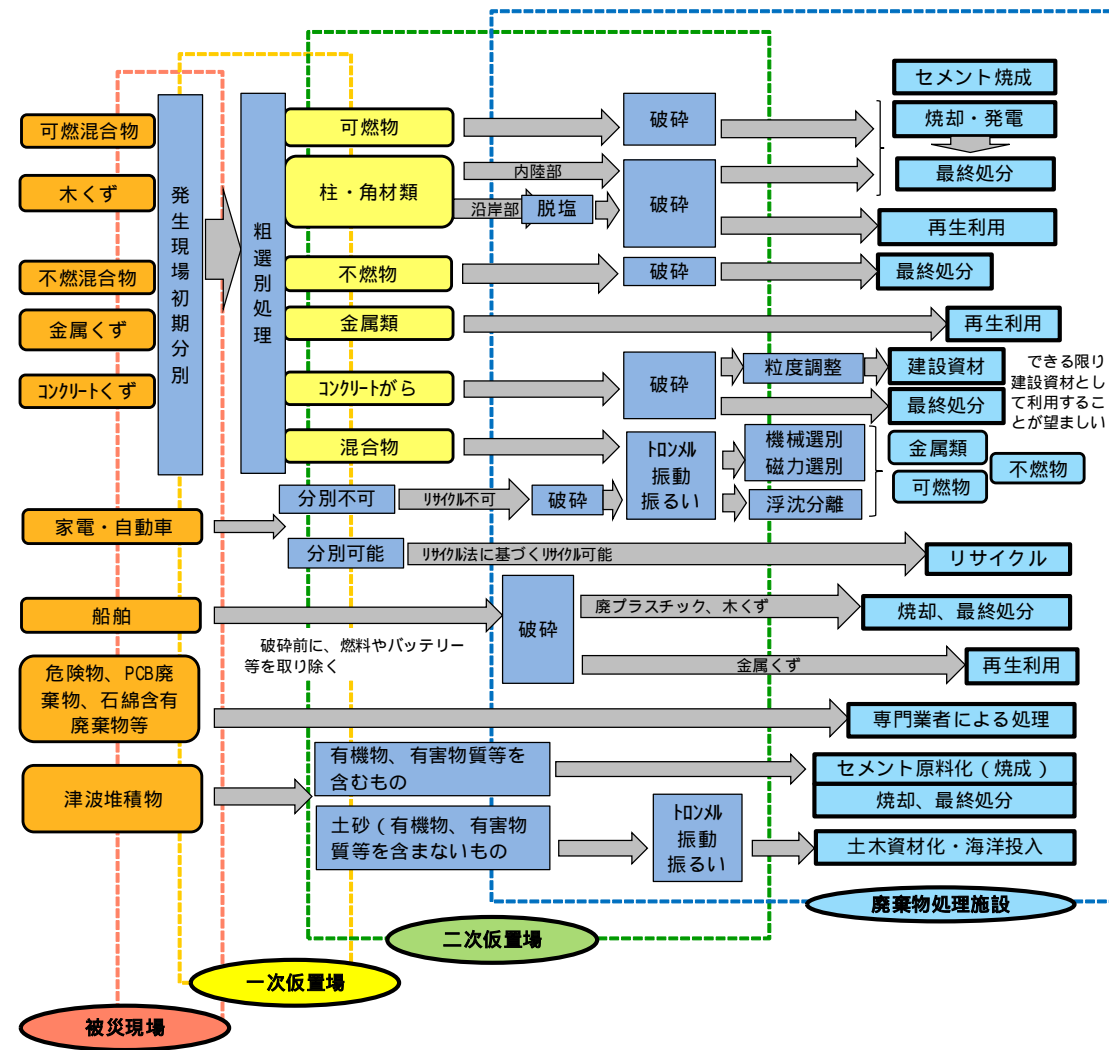
大規模災害発生時は、職員自身の被災や連絡経路の寸断も想定され、組織編成においては、班員それぞれの判断によることも大きいことから、日頃から参集条件や役割等について、認識を深め資質向上に努める必要がある。

第2章 災害廃棄物処理対策

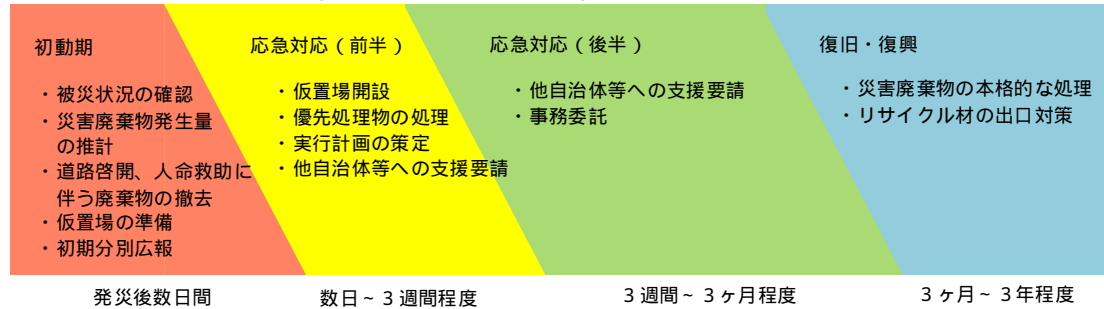
第2節 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うためには、災害廃棄物処理の処理過程を踏まえた対応が必要である。

図-7 災害廃棄物の種類別処理過程（イメージ）



時期区分ごとの災害廃棄物対応（南海トラフ巨大地震の場合）



出典：環境省「災害廃棄物対策指針」、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を基に作成

第2章 災害廃棄物処理対策

第2節 災害廃棄物処理の流れ

迅速かつ円滑に災害廃棄物の選別や処理を行うためには、災害廃棄物処理の全体像を踏まえた対応が必要である。

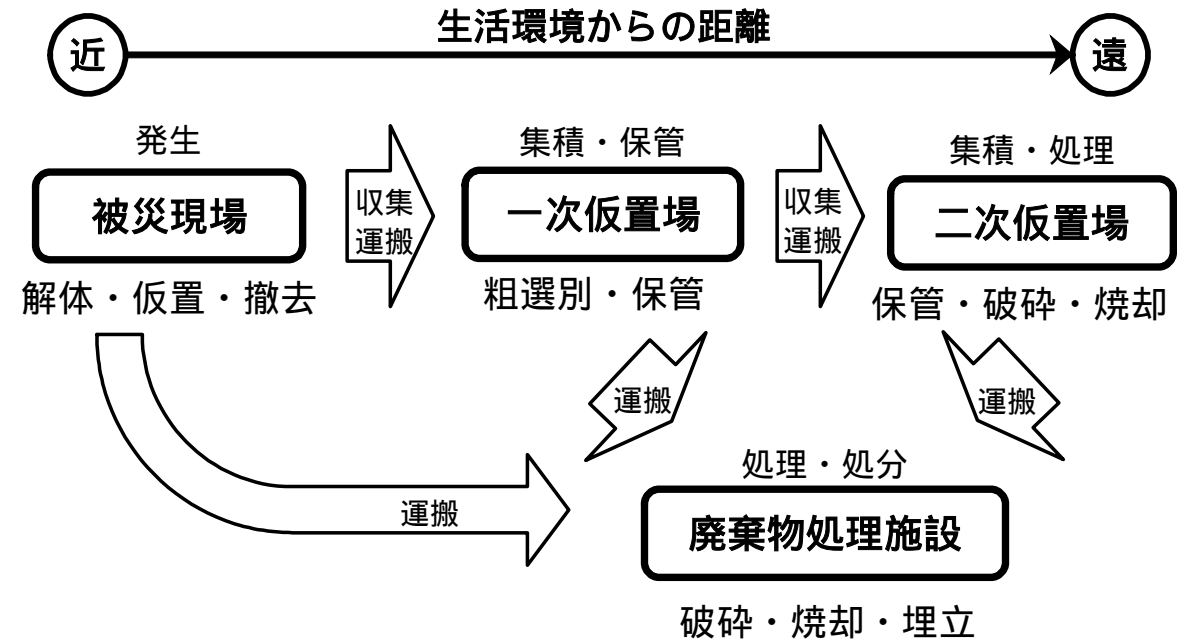
災害廃棄物処理は、発生時点の混合物の状態からできる限り選別し、リサイクルを推進することによって焼却や最終処分量を減らすことが重要である。

特に巨大災害時には、十分な最終処分容量の確保が極めて困難であり、分別・再生利用の徹底が鍵となる。

また、解体・撤去～仮置場への搬入の段階で混合されてしまった災害廃棄物を後から分別することは、より多くの手間と時間を要することになり、迅速な処理を図る観点からもできる限り初期の段階から再生利用を念頭に置いて分別の徹底を図ることが重要である。

災害廃棄物は、その種類・組成によって処理方法が異なるが、概ね図-7の流れに従って、廃棄物の生活環境からの分離やリサイクルの推進などを目的とした「仮置場」を設置し、そこで選別、一時保管、廃棄物の種類毎に集積された後、廃棄物処理施設において中間処理や最終処分が行われることとなる。

図-7 災害廃棄物の処理の流れ（イメージ）



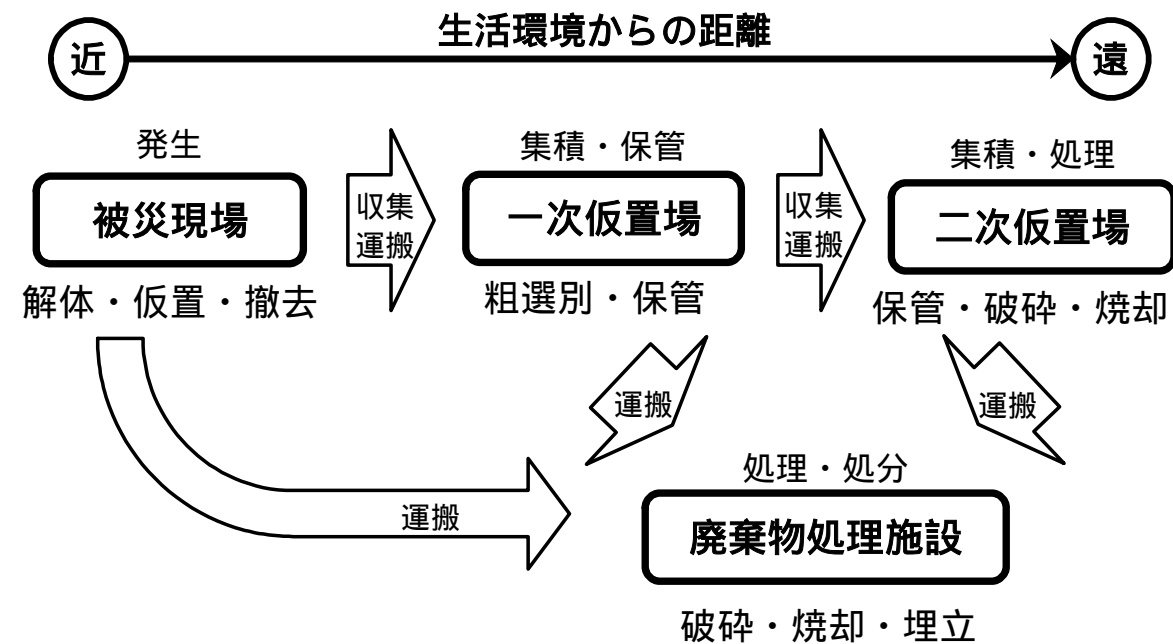
出典：環境省「災害廃棄物対策指針」等を基に作成

災害廃棄物処理は図 - 7 のとおりであり、混合物の状態が発生する。できる限り選別し、リサイクルを推進することによって焼却や最終処分量を減らすことが重要である。

また、一旦、混合されてしまった災害廃棄物を後から分別することは、多くの手間と時間を要するため、迅速な処理を図る観点から初期の段階から再生利用を念頭に置いた分別の徹底を図ることが重要である。

災害廃棄物は、その種類・組成によって処理方法が異なるが、概ね図 - 8 の流れに従って、廃棄物の生活環境からの分離やリサイクルの推進などを目的とした「仮置場」を設置し、そこで選別、一時保管、廃棄物の種類毎に集積した後、廃棄物処理施設において中間処理や最終処分を行う。

図 - 8 災害廃棄物の処理の流れ（イメージ）



出典：環境省「災害廃棄物対策指針」等を基に作成

1 被災現場

発災直後には、人命救助や支援物資の運搬のため、がれき等を撤去し道路啓開を行うが、これに伴う撤去がれきの一時保管が必要となる。

また、家庭や避難所からの生活ごみや、片付けによって不要となった粗大ごみの収集も必要となる。

さらに、多数の家屋が倒壊する等の被害を受けている場合は、これらの倒壊家屋等が解体・撤去され災害廃棄物となって発生する。

これらの収集等が停滞した場合、公園などに自然発生的に集積されたり、放置され悪臭が発生するなど、生活環境や公衆衛生上の影響が大きいことから、早急な対応が必要となる。

市町村は、仮置場の開設を急ぐとともに、分別方法や回収時期等の広報を行い、住民不安の解消に努めることが重要である。

1 被災現場

発災直後には、人命救助や支援物資の運搬のための道路啓開を行うため、道路上のがれき等を撤去・集積する必要がある。

また、被災現場では、多数の家屋が倒壊する等の被害を受けている場合があり、これらの倒壊家屋等が解体・撤去され災害廃棄物となって発生する。

さらに、家庭からの生活ごみや片付けによって不要となった粗大ごみなどが公園などに自然発生的に集積されたり、仮設トイレが設置されず排泄物が適正に処理されない状態が続き悪臭が発生するなど、生活環境保全・公衆衛生の観点から早急な対応が必要となる。

5 収集・運搬

災害廃棄物の収集・運搬は、平常時と同様、市町村や廃棄物処理業者等によって、収集運搬車両を用いて行われる。

《収集運搬処分の実例》

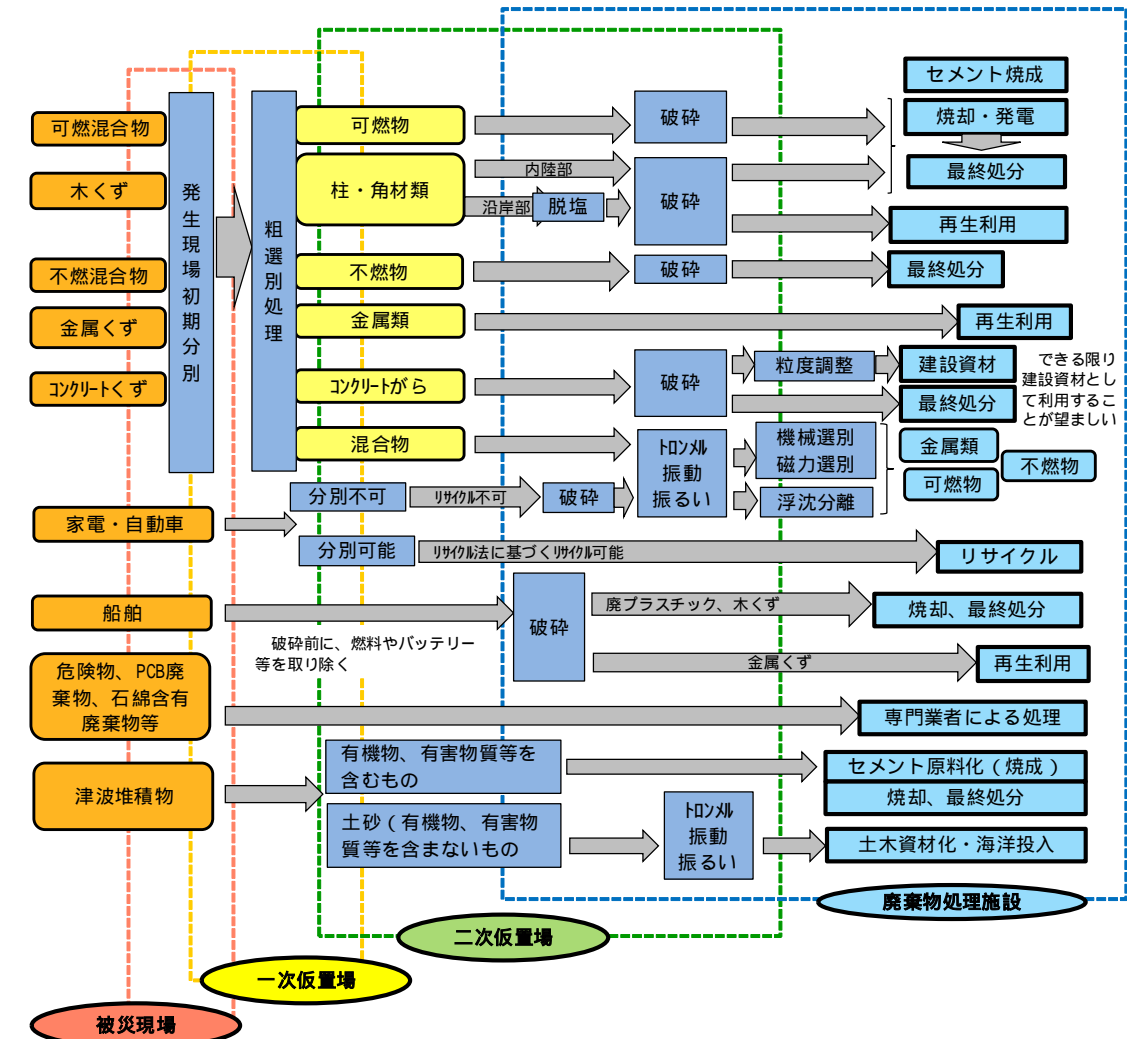
平成28年4月に発生した熊本地震における災害廃棄物の収集運搬処分にあたっては、委託契約により行われた事例がある。

資料編に、その事例で使用された「収集運搬処分委託契約書」を掲載する。

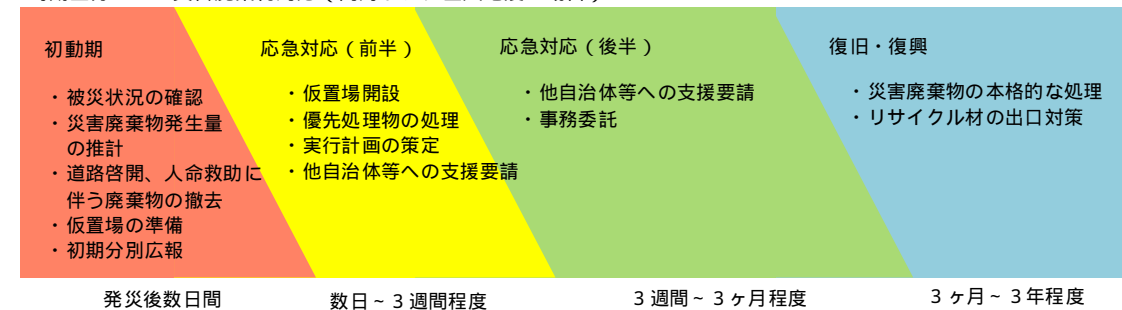
5 収集・運搬

災害廃棄物の収集・運搬は、平常時と同様、市町村や廃棄物処理業者等によって、収集運搬車両を用いて行われる。

図 - 8 災害廃棄物の種類別処理過程（イメージ）



時期区分ごとの災害廃棄物対応（南海トラフ巨大地震の場合）



出典：環境省「災害廃棄物対策指針」、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を基に作成

第3節 仮置場

災害廃棄物を生活環境から分離し、迅速かつ円滑に処理するため、災害廃棄物や津波堆積物の発生量に応じた仮置場を速やかに確保し、適切な運用を行うことが重要である。

第5項 仮置場の運用における留意点

1 必要人員・資材の確保

大規模災害時の仮置場の運営は、選別作業等に従事する者のほか、分別指導や交通誘導員等を含め、1ヵ所当たり最低4～5人の運営スタッフと重機類のオペレーターも確保する必要があり、市町村は平時から人員・資材の確保に努める必要がある。

直営による運営が困難な場合は、産業廃棄物協会等への運営委託を検討する。

2 搬入・搬出管理

災害廃棄物処理の作業効率を高めるとともに、仮置場における便乗ごみの持込や不法投棄を防止するため、正確で迅速な搬入・搬出管理を行う必要がある。

また、その後の処理量やコストを見積もる上で、量や分別に対する状況把握を定期的に行う必要がある。

3 安全管理

仮置場の作業員は、安全・衛生面に配慮した服装に加え、アスベストの飛散や受傷による破傷風などに備えるため、防じんマスク、メガネ、安全靴等を着用する必要がある。

4 路盤整備

仮置場の地面には、仮設用道路等に使う「敷鉄板」を敷設する。また、仮置場の搬入路として、大型車が入り出できる道路を確保し、必要に応じて地盤改良を行う。

5 災害廃棄物の手選別作業

災害廃棄物は様々な廃棄物が混ざり合っており、重機や機械選別だけでなく手選別が欠かせないため、必要となる人員の確保を行う必要がある。

6 飛散防止

強風等により災害廃棄物が近隣に飛散しないよう、仮置場にフェンスを設置するとともに、保管された災害廃棄物全体をネットで覆うなどの措置を講じる必要がある。

また、生活環境保全・公衆衛生の観点から、悪臭・害虫防止のため、脱臭剤・防虫剤の散布を行う必要がある。

7 火災対策

火災防止のため、災害廃棄物の積み上げ高さの制限、散水の実施、堆積物の切り返しに

第3節 仮置場

災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理し生活環境から分離するため、災害廃棄物や津波堆積物の発生量に応じて速やかに仮置場を確保し、適切な運用を行うことが重要である。

第5項 仮置場の運用における留意点

1 搬入・搬出管理

災害廃棄物処理の作業効率を高めるとともに、仮置場における便乗ごみの持込や不法投棄を防止するため、正確で迅速な搬入・搬出管理を行う必要がある。

また、その後の処理量やコストを見積もる上で、量や分別に対する状況把握を定期的に行う必要がある。

2 安全管理

仮置場の作業員は、安全・衛生面に配慮した服装に加え、アスベストの飛散や受傷による破傷風などに備えるため、防じんマスク、メガネ、安全靴等を着用する必要がある。

3 路盤整備

仮置場の地面には、仮設用道路等に使う「敷鉄板」を敷設する。また、仮置場の搬入路として、大型車が入り出できる道路を確保し、必要に応じて地盤改良を行う。

4 災害廃棄物の手選別作業

災害廃棄物は様々な廃棄物が混ざり合っており、重機や機械選別だけでなく手選別が欠かせないため、必要となる人員の確保を行う必要がある。

5 飛散防止

強風等により災害廃棄物が近隣に飛散しないよう、仮置場にフェンスを設置するとともに、保管された災害廃棄物全体をネットで覆うなどの措置を講じる必要がある。

また、生活環境保全・公衆衛生の観点から、悪臭・害虫防止のため、脱臭剤・防虫剤の散布を行う必要がある。

6 火災対策

火災防止のため、災害廃棄物の積み上げ高さの制限、散水の実施、堆積物の切り返しによ

よる放熱、ガス抜き管の設置などの措置を実施する必要がある。

また、火災が発生した場合に備え、消火用設備の設置など二次火災防止措置を講じるとともに、温度監視や可燃ガス濃度測定を行う必要がある。

8 土壌サンプル等の採集・保管

事前に土壌や水等のサンプルを収集し、仮置場敷地の環境が保全されているかを事後において検証可能なよう保管する必要がある。

《仮置場管理運営の実例》

平成28年4月に発生した熊本地震における仮置場の管理運営にあたっては、委託契約により管理運営が行われた事例がある。

資料編に、その事例で使用された「仮置場管理運営委託契約書」及び「交通誘導警備に係る基本契約書」を掲載する。

る放熱、ガス抜き管の設置などの措置を実施する必要がある。

また、火災が発生した場合に備え、消火用設備の設置など二次火災防止措置を講じるとともに、温度監視や可燃ガス濃度測定を行う必要がある。

第4節 廃棄物処理施設の状況

第2項 一般廃棄物最終処分場

県内には、市町村設置等（「エコクリーンプラザみやざき」を含む）の一般廃棄物最終処分場が17施設ある。

その残余容量はおよそ114万^m₃（平成27年度末実績）である。

表 - 10 県内の一般廃棄物最終処分場（平成27年度末時点）

No.	施設名称	埋立面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	残余容量 (m ³)	ブロック毎 残余容量(m ³)
1	佐土原町一般廃棄物埋立処理場	20,000	123,000	45,816	580,982
2	田野町一般廃棄物最終処分場	4,493	16,185	9,358	
3	高岡町一般廃棄物最終処分場	2,210	11,500	6,664	
4	清武町一般廃棄物最終処分場	10,000	54,000	41,621	
5	国富町一般廃棄物埋立処分場	3,600	20,900	18,918	
6	綾町一般廃棄物最終処分場	3,860	15,000	12,823	
7	西都児湯クリーンセンター	15,800	89,000	84,705	
8	エコクリーンプラザみやざき	54,600	577,000	361,077	
9	日南串間広域不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場	22,100	216,500	92,886	92,886
10	都城市一般廃棄物最終処分場	57,700	496,382	38,727	91,114
11	都城市高崎一般廃棄物最終処分場	11,700	77,700	33,018	
12	三股町一般廃棄物最終処分場	13,700	78,300	19,369	
13	小林市一般廃棄物最終処分場	27,000	247,400	133,104	169,971
14	えびの市一般廃棄物最終処分場	9,500	70,000	25,800	
15	霧島美化センター事務組合一般廃棄物最終処分場	5,948	28,795	11,067	
16	日向市一般廃棄物最終処分場(第4期埋立地)	12,700	127,000	64,920	64,920
17	延岡市北方最終処分場	18,500	155,000	144,603	144,603
合計		293,411	2,403,662	1,144,476	1,144,476

第4節 廃棄物処理施設の状況

第2項 一般廃棄物最終処分場

県内には、市町村設置等（「エコクリーンプラザみやざき」を含む）の一般廃棄物最終処分場が17施設ある。

その残余容量はおよそ121万^m₃（平成26年度末実績）である。

表 - 10 県内の一般廃棄物最終処分場（平成26年度末時点）

No.	施設名称	埋立面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	残余容量 (m ³)	ブロック毎 残余容量(m ³)
1	佐土原町一般廃棄物埋立処理場	20,000	123,000	48,858	611,324
2	田野町一般廃棄物最終処分場	4,493	16,185	9,421	
3	高岡町一般廃棄物最終処分場	2,210	11,500	6,699	
4	清武町一般廃棄物最終処分場	10,000	54,000	47,315	
5	国富町一般廃棄物埋立処分場	3,600	20,900	19,128	
6	綾町一般廃棄物最終処分場	3,860	15,000	12,902	
7	西都児湯クリーンセンター	15,800	89,000	85,057	
8	エコクリーンプラザみやざき	54,600	577,000	381,944	
9	日南串間広域不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場	22,100	216,500	95,980	95,980
10	都城市一般廃棄物最終処分場	57,700	496,382	43,302	105,147
11	都城市高崎一般廃棄物最終処分場	11,700	77,700	37,564	
12	三股町一般廃棄物最終処分場	13,700	78,300	24,281	
13	小林市一般廃棄物最終処分場	27,000	247,400	134,058	177,801
14	えびの市一般廃棄物最終処分場	9,500	70,000	26,936	
15	霧島美化センター事務組合一般廃棄物最終処分場	5,948	28,795	16,807	
16	日向市一般廃棄物最終処分場(第4期埋立地)	12,700	127,000	68,536	68,536
17	延岡市北方最終処分場	18,500	155,000	149,438	149,438
合計		293,411	2,403,662	1,208,226	1,208,226

第7節 想定される災害廃棄物処理

第1項 南海トラフ巨大地震

3 焼却、埋立処分及び再生利用量（県全体）

(2) 埋立処分

県内の一般廃棄物最終処分場の残余容量は約114万5千トン（平成27年度末時点）であり、埋立処分量約87万7千トンの埋立は可能である（1 m³ = 1 トンで換算）。

4 市町村ブロック毎の焼却、埋立処分及び再生利用量

表 - 20 市町村ブロック毎の処理状況（南海トラフ巨大地震）

		宮崎・東諸 西都・児湯	日南・串間	都城・北諸	西諸	日向・入郷	延岡・西臼杵	合計
焼却	要処理量(千トン)	144.00	15.00	4.00	0.00	59.00	59.00	282.00
	年間処理能力(千トン/年)	29.65	11.41	25.52	14.73	26.78	20.40	128.50
	処理期間(年)	5.19	1.64	0.49	0.33	2.53	3.22	2.52
埋立	要埋立量(千m ³)	402.00	105.00	5.00	0.00	177.00	188.00	877.00
	残余容量(千m ³)	580.98	92.89	91.11	169.97	64.92	144.60	1,144.48
	埋立後の残余容量(千m ³)	178.98	12.11	86.11	169.97	112.08	43.40	267.48
再生利用 (がれき)	要処理量(千トン)	2,203.00	273.00	58.00	5.00	914.00	917.00	4,369.00
	年間処理能力(千トン/年)	1,405.06	328.35	373.84	451.53	518.32	748.66	3,825.77
	処理期間(年)	1.57	0.83	0.16	0.01	1.76	1.22	1.14
再生利用 (木くず)	要処理量(千トン)	63.00	7.00	2.00	0.00	26.00	26.00	123.00
	年間処理能力(千トン/年)	652.71	52.90	43.86	224.91	32.03	412.66	1,419.07
	処理期間(年)	0.10	0.13	0.05	0.00	0.81	0.06	0.09

第2項 日向灘南部地震

3 焼却、埋立処分及び再生利用量（県全体）

(2) 埋立処分

県内の一般廃棄物最終処分場の残余容量は約114万5千トン（平成27年度末時点）であり、埋立処分量約87万7千トンの埋立は可能である（1 m³ = 1 トンで換算）。

第7節 想定される災害廃棄物処理

第1項 南海トラフ巨大地震

3 焼却、埋立処分及び再生利用量（県全体）

(2) 埋立処分

県内の一般廃棄物最終処分場の残余容量は約120万8千トン（平成26年度末時点）であり、埋立処分量約87万7千トンの埋立は可能である（1 m³ = 1 トンで換算）。

4 市町村ブロック毎の焼却、埋立処分及び再生利用量

表 - 20 市町村ブロック毎の処理状況（南海トラフ巨大地震）

		宮崎・東諸 西都・児湯	日南・串間	都城・北諸	西諸	日向・入郷	延岡・西臼杵	県全体
焼却	要処理量(千トン)	144.00	15.00	4.00	0.00	59.00	59.00	282.00
	年間処理能力(千トン/年)	29.65	11.41	25.52	14.73	26.78	20.40	128.50
	処理期間(年)	5.19	1.64	0.49	0.33	2.53	3.22	2.52
埋立	要埋立量(千m ³)	402.00	105.00	5.00	0.00	177.00	188.00	877.00
	残余容量(千m ³)	611.32	95.98	105.15	177.80	68.54	149.44	1208.23
	埋立後の残余容量(千m ³)	209.32	9.02	100.15	177.80	108.46	38.56	331.23
再生利用 (がれき)	要処理量(千トン)	2203.00	273.00	58.00	5.00	914.00	917.00	4369.00
	年間処理能力(千トン/年)	1405.06	328.35	373.84	451.53	518.32	748.66	3825.77
	処理期間(年)	1.57	0.83	0.16	0.01	1.76	1.22	1.14
再生利用 (木くず)	要処理量(千トン)	63.00	7.00	2.00	0.00	26.00	26.00	123.00
	年間処理能力(千トン/年)	652.71	52.90	43.86	224.91	32.03	412.66	1419.07
	処理期間(年)	0.10	0.13	0.05	0.00	0.81	0.06	0.09

第2項 日向灘南部地震

3 焼却、埋立処分及び再生利用量（県全体）

(2) 埋立処分

県内の一般廃棄物最終処分場の残余容量は約120万8千トン（平成26年度末時点）であり、埋立処分量約87万7千トンの埋立は可能である（1 m³ = 1 トンで換算）。

4 市町村ブロック毎の焼却、埋立処分及び再生利用量

表 - 2 4 市町村ブロック毎の処理状況（日向灘南部地震）

		宮崎・東諸 西都・児湯	日南・串間	都城・北諸	西諸	日向・入郷	延岡・西臼杵	合計
焼却	要処理量(千トン)	102.00	44.00	3.00	0.00	18.00	17.00	191.00
	年間処理能力(千トン/年)	29.65	11.41	25.52	14.73	26.78	20.40	128.50
	処理期間(年)	3.44	3.85	0.12	0.00	0.67	0.83	1.49
埋立	要埋立量(千m ³)	139.00	61.00	4.00	0.00	25.00	23.00	260.00
	残余容量(千m ³)	580.98	92.89	91.11	169.97	64.92	144.60	1,144.48
	埋立後の残余容量(千m ³)	441.98	31.89	87.11	169.97	39.92	121.60	884.48
再生利用 (がれき)	要処理量(千トン)	1,458.00	636.00	40.00	2.00	258.00	243.00	2,725.00
	年間処理能力(千トン/年)	1,405.06	328.35	373.84	451.53	518.32	748.66	3,825.77
	処理期間(年)	1.04	1.94	0.11	0.00	0.50	0.32	0.71
再生利用 (木くず)	要処理量(千トン)	45.00	19.00	1.00	0.00	8.00	7.00	83.00
	年間処理能力(千トン/年)	652.71	52.90	43.86	224.91	32.03	412.66	1,419.07
	処理期間(年)	0.07	0.36	0.02	0.00	0.25	0.02	0.06

第3項 日向灘北部地震

3 焼却、埋立処分及び再生利用量（県全体）

(2) 埋立処分

県内の一般廃棄物最終処分場の残余容量は約114万5千トン（平成27年度末時点）であり、埋立処分量約19万1千トンの埋立は可能である（1 m³ = 1 トンで換算）。

4 市町村ブロック毎の焼却、埋立処分及び再生利用量

表 - 2 8 市町村ブロック毎の処理状況（日向灘北部地震）

		宮崎・東諸 西都・児湯	日南・串間	都城・北諸	西諸	日向・入郷	延岡・西臼杵	合計
焼却	要処理量(千トン)	51.00	12.00	0.00	2.00	39.00	30.00	140.00
	年間処理能力(千トン/年)	29.65	11.41	25.52	14.73	26.78	20.40	128.50
	処理期間(年)	1.72	1.05	0.00	0.14	1.46	1.47	1.09
埋立	要埋立量(千m ³)	78.00	16.00	0.00	3.00	53.00	41.00	191.00
	残余容量(千m ³)	580.98	92.89	91.11	169.97	64.92	144.60	1,144.48
	埋立後の残余容量(千m ³)	502.98	76.89	91.11	166.97	11.92	103.60	953.48
再生利用 (がれき)	要処理量(千トン)	731.00	165.00	0.00	29.00	556.00	434.00	2,005.00
	年間処理能力(千トン/年)	1,405.06	328.35	373.84	451.53	518.32	748.66	3,825.77
	処理期間(年)	0.52	0.50	0.00	0.06	1.07	0.58	0.52
再生利用 (木くず)	要処理量(千トン)	22.00	5.00	0.00	1.00	17.00	13.00	61.00
	年間処理能力(千トン/年)	652.71	52.90	43.86	224.91	32.03	412.66	1,419.07
	処理期間(年)	0.03	0.09	0.00	0.00	0.53	0.03	0.04

4 市町村ブロック毎の焼却、埋立処分及び再生利用量

表 - 2 4 市町村ブロック毎の処理状況（日向灘南部地震）

		宮崎・東諸 西都・児湯	日南・串間	都城・北諸	西諸	日向・入郷	延岡・西臼杵	県全体
焼却	要処理量(千トン)	102.00	44.00	3.00	0.00	18.00	17.00	191.00
	年間処理能力(千トン/年)	29.65	11.41	25.52	14.73	26.78	20.40	128.50
	処理期間(年)	3.44	3.85	0.12	0.00	0.67	0.83	1.49
埋立	要埋立量(千m ³)	139.00	61.00	4.00	0.00	25.00	23.00	260.00
	残余容量(千m ³)	611.32	95.98	105.15	177.80	68.54	149.44	1208.23
	埋立後の残余容量(千m ³)	472.32	34.98	101.15	177.80	43.54	126.44	948.23
再生利用 (がれき)	要処理量(千トン)	1458.00	636.00	40.00	2.00	258.00	243.00	2725.00
	年間処理能力(千トン/年)	1405.06	328.35	373.84	451.53	518.32	748.66	3825.77
	処理期間(年)	1.04	1.94	0.11	0.00	0.50	0.32	0.71
再生利用 (木くず)	要処理量(千トン)	45.00	19.00	1.00	0.00	8.00	7.00	83.00
	年間処理能力(千トン/年)	652.71	52.90	43.86	224.91	32.03	412.66	1419.07
	処理期間(年)	0.07	0.36	0.02	0.00	0.25	0.02	0.06

第3項 日向灘北部地震

3 焼却、埋立処分及び再生利用量（県全体）

(2) 埋立処分

県内の一般廃棄物最終処分場の残余容量は約120万8千トン（平成26年度末時点）であり、埋立処分量約19万1千トンの埋立は可能である（1 m³ = 1 トンで換算）。

4 市町村ブロック毎の焼却、埋立処分及び再生利用量

表 - 2 8 市町村ブロック毎の処理状況（日向灘北部地震）

		宮崎・東諸 西都・児湯	日南・串間	都城・北諸	西諸	日向・入郷	延岡・西臼杵	県全体
焼却	要処理量(千トン)	51.00	12.00	0.00	2.00	39.00	30.00	140.00
	年間処理能力(千トン/年)	29.65	11.41	25.52	14.73	26.78	20.40	128.50
	処理期間(年)	1.72	1.05	0.00	0.14	1.46	1.47	1.09
埋立	要埋立量(千m ³)	78.00	16.00	0.00	3.00	53.00	41.00	191.00
	残余容量(千m ³)	611.32	95.98	105.15	177.80	68.54	149.44	1208.23
	埋立後の残余容量(千m ³)	533.32	79.98	105.15	174.80	15.54	108.44	1017.23
再生利用 (がれき)	要処理量(千トン)	731.00	165.00	0.00	29.00	556.00	434.00	2005.00
	年間処理能力(千トン/年)	1405.06	328.35	373.84	451.53	518.32	748.66	3825.77
	処理期間(年)	0.52	0.50	0.00	0.06	1.07	0.58	0.52
再生利用 (木くず)	要処理量(千トン)	22.00	5.00	0.00	1.00	17.00	13.00	61.00
	年間処理能力(千トン/年)	652.71	52.90	43.86	224.91	32.03	412.66	1419.07
	処理期間(年)	0.03	0.09	0.00	0.00	0.53	0.03	0.04

第4項 えびの - 小林地震

3 焼却、埋立処分及び再生利用量（県全体）

(2) 埋立処分

県内の一般廃棄物最終処分場の残余容量は約**114万5千トン**（平成27年度末時点）であり、埋立処分量約4万3千トンの埋立は可能である（1 m³ = 1 トンで換算）。

4 市町村ブロック毎の焼却、埋立処分及び再生利用量

表 - 3 2 市町村ブロック毎の処理状況（えびの - 小林地震）

		宮崎・東諸 西都・児湯	日南・串間	都城・北諸	西諸	日向・入郷	延岡・西臼杵	合計
焼却	要処理量(千トン)	15.00	0.00	3.00	13.00	0.00	0.00	31.00
	年間処理能力(千トン/年)	29.65	11.41	25.52	14.73	26.78	20.40	128.50
	処理期間(年)	0.51	0.00	0.12	0.88	0.00	0.00	0.24
埋立	要埋立量(千m ³)	21.00	0.00	4.00	18.00	0.00	0.00	43.00
	残余容量(千m ³)	580.98	92.89	91.11	169.97	64.92	144.60	1,144.48
	埋立後の残余容量(千m ³)	559.98	92.89	87.11	151.97	64.92	144.60	1,101.48
再生利用 (がれき)	要処理量(千トン)	218.00	0.00	39.00	190.00	2.00	0.00	449.00
	年間処理能力(千トン/年)	1,405.06	328.35	373.84	451.53	518.32	748.66	3,825.77
	処理期間(年)	0.16	0.00	0.10	0.42	0.00	0.00	0.12
再生利用 (木くず)	要処理量(千トン)	7.00	0.00	1.00	6.00	0.00	0.00	14.00
	年間処理能力(千トン/年)	652.71	52.90	43.86	224.91	32.03	412.66	1,419.07
	処理期間(年)	0.01	0.00	0.02	0.03	0.00	0.00	0.01

第4項 えびの - 小林地震

3 焼却、埋立処分及び再生利用量（県全体）

(2) 埋立処分

県内の一般廃棄物最終処分場の残余容量は約120万8千トン（平成26年度末時点）であり、埋立処分量4万3千トンの埋立は可能である（1 m³ = 1 トンで換算）。

4 市町村ブロック毎の焼却、埋立処分及び再生利用量

表 - 3 2 市町村ブロック毎の処理状況（えびの - 小林地震）

		宮崎・東諸 西都・児湯	日南・串間	都城・北諸	西諸	日向・入郷	延岡・西臼杵	県全体
焼却	要処理量(千トン)	15.00	0.00	3.00	13.00	0.00	0.00	31.00
	年間処理能力(千トン/年)	29.65	11.41	25.52	14.73	26.78	20.40	128.50
	処理期間(年)	0.51	0.00	0.12	0.88	0.00	0.00	0.24
埋立	要埋立量(千m ³)	21.00	0.00	4.00	18.00	0.00	0.00	43.00
	残余容量(千m ³)	611.32	95.98	105.15	177.80	68.54	149.44	1208.23
	埋立後の残余容量(千m ³)	590.32	95.98	101.15	159.80	68.54	149.44	1165.23
再生利用 (がれき)	要処理量(千トン)	218.00	0.00	39.00	190.00	2.00	0.00	449.00
	年間処理能力(千トン/年)	1405.06	328.35	373.84	451.53	518.32	748.66	3825.77
	処理期間(年)	0.16	0.00	0.10	0.42	0.00	0.00	0.12
再生利用 (木くず)	要処理量(千トン)	7.00	0.00	1.00	6.00	0.00	0.00	14.00
	年間処理能力(千トン/年)	652.71	52.90	43.86	224.91	32.03	412.66	1419.07
	処理期間(年)	0.01	0.00	0.02	0.03	0.00	0.00	0.01

資料

1 災害廃棄物の処理過程における発生量及び処理量の計算方法	67
2 想定される災害毎の災害廃棄物処理フロー	74
(1) 南海トラフ巨大地震	
(2) 日向灘南部地震	
(3) 日向灘北部地震	
(4) えびの - 小林地震	
3 災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定書	103
4 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	107
5 廃棄物処理に係る危機事象対応（マニュアル）	112
(1) 市町村等における一般廃棄物処理に係る危機事象対応	
(2) 産業廃棄物処理に係る危機事象対応	
6 収集運搬処分の実例（委託契約）	132
7 仮置場管理運営等の実例（委託契約）	135
(1) 仮置場管理運営	
(2) 交通誘導警備	

資料

1 災害廃棄物の処理過程における発生量及び処理量の計算方法	67
2 想定される災害毎の災害廃棄物処理フロー	74
(1) 南海トラフ巨大地震	
(2) 日向灘南部地震	
(3) 日向灘北部地震	
(4) えびの - 小林地震	
3 災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定書	103
4 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	107
5 廃棄物処理に係る危機事象対応（マニュアル）	112
(1) 市町村等における一般廃棄物処理に係る危機事象対応	
(2) 産業廃棄物処理に係る危機事象対応	

6 収集運搬処分の実例（委託契約）

一般廃棄物（災害廃棄物）収集運搬処分委託契約書

委託者：■■■■（以下「甲」という。）と、受託者：■■■■（以下「乙」という。）は、甲の指定場所から排出される一般廃棄物の収集・運搬・処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

この契約は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）並びに関係法令に従い一般廃棄物を適正に処理することによって生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2条（委託関係）

1.（委託業務）

甲は、一般廃棄物の収集・運搬・処分業務を乙に委託する。

2.（許可証）

乙は、この契約締結後遅滞なくその業務につき監督官庁の許可証の写しを甲に提出するものとする。後日許可事項を変更したときも同様とする。

3.（運搬及び処分の完了報告）

二次仮置場、処分先への運搬及び処分の完了報告の方法は、日報及び乙から甲への計量伝票の返送によるものとする。

4.（委託品目及び品目単価）

甲が、乙に対し収集・運搬・処分を委託する品目は、法第2条に規定する一般廃棄物のうち別紙見積書の品目とし、併せて品目単価も別紙見積書のとおりとする。

5.（運搬先）

乙は、甲から委託された一般廃棄物を処分のために次に運搬するものとする。

（1）二次仮置場

（2）処分先

名称及び住所は、別紙のとおり。

6.（再委託の有無について）

この契約は、熊本地震の災害廃棄物を緊急に処理するため締結するものであるため当該契約に限り、乙は、甲から委託された一般廃棄物（災害廃棄物）の収集・運搬業務を別紙再委託者に委託することができる。

第3条（義務と責任）

1.（甲）

（1）甲は、乙に対し収集・運搬・処分を委託する一般廃棄物の種類、発生工程、性状（

形状、成分、有害物の有無、臭気) 荷姿及び排出数量を予め通知しておかなければならない。

- (2) 甲は、特定の一般廃棄物(燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、一般廃棄物を処分するため処理したもの)については、公的検査機関又は環境計量証明事業者にて「一般廃棄物に含まれる金属等の検定方法(環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に告知しなければならない。
- (3) 甲は、有害な一般廃棄物である旨並びに有害物質ごとに区分した一般廃棄物の種類及び数量を文書により告知しなければならない。
- (4) 甲は、収集・運搬・処分を委託する一般廃棄物に有害な化学反応を起こさせる他の物質を混入してはならない。万一混入したため委託を受けた業務に重大な支障を生じ、または生ずる恐れのある場合には、その当事者は委託物の取引を拒むことができる。それにより損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

2.(乙)

- (1) 乙は、法令及びこの契約に従い、誠実に収集・運搬・処分を履行するほか交通法則を遵守し、事故防止に努めなければならない。
- (2) 乙は、甲の指定場所で収集・運搬積降作業を行う際には、甲の諸規則を遵守し、当該指定場所の責任者の指示に従い、施設の損壊や労働災害を起こさないよう十分に注意しなければならない。
- (3) 収集・運搬及び積降作業の際に発生する事故については、事故の原因が甲の責に帰すべき場合を除き乙が責任を負担するものとする。

第4条(委託料・消費税の支払い)

- 1. 甲の委託する一般廃棄物の収集・運搬・処分に関する委託料は別紙(見積書)で定めたとおりとする。
- 2. 委託料の額が、経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙の協議によりこれを改定することができる。
- 3. 甲の委託する一般廃棄物の収集・運搬・処分についての消費税は甲が負担する。
- 4. 委託料の額に関する交渉は消費税抜きの額で行い、乙は甲に委託料と消費税を併せて請求する。
- 5. 代金の支払いは、乙の請求により毎月末日締め翌月の末日までの支払いとする。

第5条(機密保持)

甲・乙は、この契約に関して業務上知りえた相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。公表する必要がある場合は、関連する相手方の文書による許諾を必要とする。

第6条(契約の解除)

- 甲・乙は、相手方が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) この契約の各条項のいずれかに違反したとき。
 - (2) 差押え、営業停止、手形不渡り処分等の事態が生じたとき。

とに受入する区画を整備管理すること。

敷地内に設置されている表示看板や案内看板類の管理を行うこと。

消火器等の防火設備を設けること。防火水槽を設置する場合には、敷地内の各種作業の支障とならない場所に設置し、常時、9割以上の高さまで貯水しておき、水を使用した場合は速やかに補充すること。

(2) 仮置場運営業務（搬入受入業務）

仮置場内の通路が交差する箇所等に交通誘導員を配置し、搬入・搬出車両、作業重機の誘導等を行い、特に搬入車両については品目ごとに誘導するものとし、場内外の安全を図ること。ただし、出入口を含めた仮置場外の道路上における交通誘導員等は、甲が配置するものとする。

スレートについては、破損させないように荷卸し作業の補助を行うこと。

甲が指定する以外の廃棄物（有害ごみ等）が持ち込まれようとした場合には、仮置場では受け入れず、甲が指定する通常の排出方法を案内すること。

(3) 仮置場運営業務

周辺作業に配慮し、散水等により廃棄物の飛散、粉塵の発生を抑える措置を講じること。混合廃棄物及び可燃性廃棄物を長期間仮置きせざるを得ない場合には、ガス抜きのための塩ビ有孔管を設置すること。

火災発生防止のため、可燃性廃棄物については温度を計測し、摂氏60℃を超える箇所があった場合、重機により切り返し等の措置を講じること。

廃棄物は品目ごとに集積しておくこと。また、重機類を用い各指定区画内に収まるよう集積整理作業を行うこと。なお、可燃性廃棄物、木くず等は高さ5m（畳については2m）以上積み上げないようにすること。

石膏ボード及びスレートについては、一日の作業終了後必ずシート等で覆うこと。

(4) 人員、重機類の配置について

上記(1)から(3)の業務に使用する重機、車両、作業員、交通誘導員等の配置に関しては、別表のとおりとし、数量に関しては必要に応じて配置する。

(5) 人員、重機類の数量の変更について

上記(1)から(3)の業務に使用する重機、車両、作業員、交通誘導員等の数量に関しては、常に稼働率を監視の上、搬入量の大幅な変動など、数量の変更が必要となった場合、あるいは見込まれる場合、速やかに甲と協議を行い、承認後、数量の変更を図るものとする。

(6) 作業員等の安全管理について

上記(1)から(3)の業務に従事する作業員や交通誘導員には、安全対策のためヘルメット、防塵マスク、長袖の作業服等を着用させること。

第5条（業務報告書類）

(1) 本業務に係る月間実績について、作業員、誘導員、車両重機等の稼働状況を一覧表形式に集計した日報、稼働管理表を作成し、月ごとに報告すること。

代表者名 [REDACTED]

乙： 住所 [REDACTED]
会社名 [REDACTED]

別紙*

名称	形態	主な業務内容、使用目的
普通作業員	常駐	全体管理、[REDACTED]との連絡調整、搬入受入業務、場内整備作業等
交通誘導員（B）	常駐	搬入車両の誘導* 作業車両、重機等の誘導
バックホウ運転	常備	廃棄物の搬入受入、管理等
4トン散水車	必要に応じ	廃棄物、通路等からの粉塵等の飛散防止作業
防火設備	常設	消火器等
事務所	必要に応じ	管理用及び事務処理用
トイレ	常設	作業従事者用及び来客用
休憩所	必要に応じ	作業従事者用
発電機	必要に応じ	事務所等への電力供給用

※重機台数や作業員の数量は、仮置場の広さや廃棄物の量から設定する。回

回

別紙回

【仮置き場の地図】回

回

別紙回

【仮置き場の配置図】回

(2) 交通誘導警備

交通誘導警備に係る基本契約書

発注者 [] (以下「甲」という。) と受注者 [] (以下「乙」という。) は、甲が指定する現場(熊本地震に伴う廃材集積場)における交通誘導警備業務について、下記事項に同意し、本契約を締結する。

(警備料金)

第1条 警備料金は、次の料金とし、甲はこれに消費税相当額(現行8%)を加算した額を乙に支払うものとする。

基本料金一人当たり1時間 []円

現場到着後即中止の場合一人当たり2時間分 []円

5時間未満の場合は一人当たり5時間分 []円

2 警備料金の支払いについては、乙が毎月末日締めをもって請求し、甲は、翌月末日に振込みで支払うものとする。

ただし、翌月末日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日とする。

(業務の履行)

第2条 乙は、甲が指定する現場の工事車両、一般通行車両及び歩行者の交通の安全と円滑を確保するための交通誘導警備業務を遂行履行する。

2 前項を履行する期間は、平成 []年[]月[]日から終了までとし、派遣人数及び警備時間は、現場の状況により甲の指示に従う。

3 乙は、本条第1項の業務を履行するに当たっては、熊本県公安委員会に届出済みの制服、装備を着装させなければならない。

4 乙は、本条第1項の業務を履行するに当たっては、誘導灯若しくは警笛、無線機、徐行旗、夜光ベスト等の各種機材を使用しなければならない。

5 乙は、本条第1項の業務を履行するに当たり、当該業務について、法令により定められた基本教育、業務別教育を受けさせた者で、かつ、当該業務に即した知識及び技能を有する者を就業させなければならない。

また、公安委員会の指定する場所にあつては、その指定に準じ資格者等を配置することとする。

6 乙は、始業時に上番報告及び終了時に下番報告を行い、警備日報を甲に提出することとする。

(業務の対価)

第3条 乙は、甲に対し請求しようとする警備料金については、警備員の賃金、手当、業務提供に係る諸経費等を含めた額を積算し、本契約前に書面をもって甲に提示しなければならない。

(事故発生時の措置)

第4条 甲又は乙は、業務を提供する場所若しくは付近で、事故又は緊急を要する事態が発生したときは、速やかにすべての業務を中止し、人命の救助、避難誘導、警察機関等への連絡その他必要な応急の措置を講じなければならない。

(損害賠償に関する事項)

第5条 乙は、業務遂行に当たり、甲若しくは第三者に損害を及ぼした場合に補償できる相当額の「警備業に関する賠償責任保険契約」(以下「保険契約」という。)を締結しておかなければならない。

